平成28年11月14日

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(第5回)

物資調整に係る課題等について

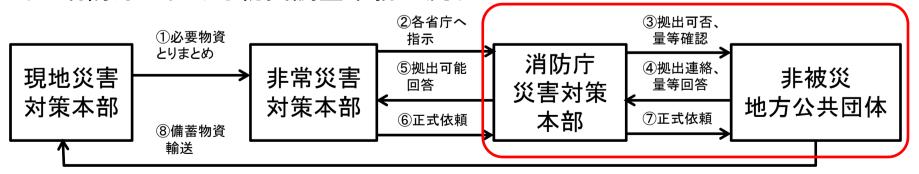
消防庁

熊本地震における消防庁の物資調整業務

- ・「南海トラフ地震(首都直下地震)における具体的な応急対策活動に関する計画」(以下「具体計画」)等に準じて、地方公共団体に対し、備蓄物資の拠出協力依頼を行い、物 資調整を実施
- 具体計画(物資調達に係る計画)

区分	品目等	考え方
プッシュ型支援 ・発災後3日目までに届くよう 調整 ・4~7日目までに要する量	毛布	地方公共団体の公的備蓄から確保
	携帯トイレ・ 簡易トイレ	必要量が膨大になることを踏まえ、経済産業省による調 達に加え、地方公共団体の公的備蓄から最大限確保
プル型支援 ・被災県の要請に基づく調達	飲料ペットボトル、 食料、その他生活 必需品等	地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団 体と調整

〇 消防庁における物資調整業務の流れ

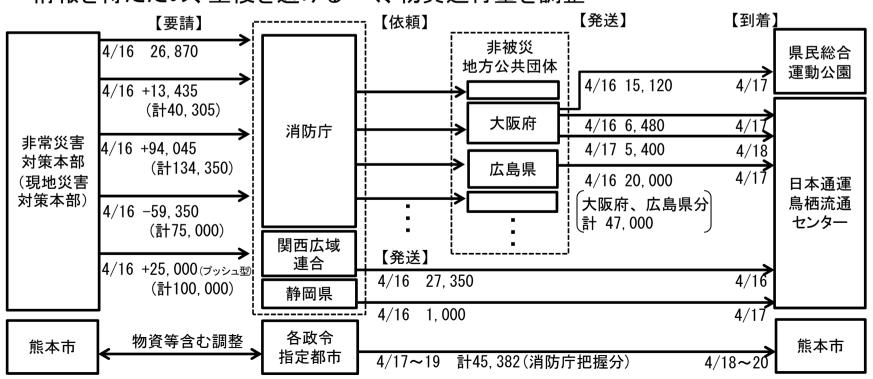


非常災害対策本部からの要請に基づき、各県の拠出可能量を調整し、必要量を確保

熊本地震で消防庁が調整した地方公共団体の備蓄物資

毛布の調達実績

- ① 最終的な要請数100,000枚に対応するため、要請当初から各県に拠出依頼を打診し、大阪府、広島県からの拠出を確保
- ② その他、現地災害対策本部における調整により、関西広域連合、静岡県からの拠出を確保(現地災害対策本部と消防庁リエゾンとの調整あり)
- ③ 各政令指定都市から、熊本市に対して毛布を含む生活物資等が送付される情報を得たため、重複を避けるべく、物資送付量を調整



その他熊本地震で消防庁が調整した地方公共団体の備蓄物資

•携帯トイレ、簡易トイレ: 2,750個

調達先:千葉県、東京都

調達期間: 4/16消防庁に要請→4/19,20広域物資輸送拠点着



(平成26年4月兵庫県)より)

"ノ 簡易トイレの例 (「避難所等におけるトイレ対策の手引き」

•ブルーシート:35,000枚

, 調達先:埼玉県、千葉県、山梨県、広島県

調達期間: 4/25,28消防庁に要請→4/28,5/3,7,8広域物資輸送拠点着

消防庁が一旦相談、要請を受けたが、現地対策本部や、省庁間等の調整で対応不要となった物資

- •毛布:550枚(4/22,23要請)
 - →少数のため、非常災害対策本部に再確認を依頼し、現地保管の物資で対応
- ・土のう袋: 45,000袋(4/26要請)
 - →消防庁にも打診があったが、最終的に経産省で対応

物資調整における課題等

① 地方公共団体の備蓄物資で対応すべき範囲が不明確

- ・ 具体計画では消防庁の調整する物資を「その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。」と明記するのみ
- 非被災地方公共団体の備蓄物資でどの程度まで対応するのか
- 現地の調達、メーカー等からの調達に比べ、被災地からの距離、所用時間、拠出可能量等でどれだけの優位性があるかを勘案する必要があるのではないか

② 備蓄物資を拠出した地方公共団体への負担

- 備蓄量を全て被災地に供給できる訳ではない
- 拠出によって、一時的ではあるが拠出地方公共団体の災害対応能力が落ちる
- 金銭による補償のため、歳入等会計事務が発生
- 拠出分補填のため予算化や契約行為が発生、納入まで数ヶ月~半年を要する(未だ手続中)
- 拠出物資の金額によっては議会の議決を要する

③ 地方公共団体からの輸送の困難性

- 要請が休日夜間となった場合、地方公共団体の対応が困難
- 地方公共団体に輸送車両や機材等がない場合が多数
- 国による輸送手配と地方公共団体の輸送手配が重複し、トラックの調達が競合した事例あり
- 市町村備蓄倉庫からの収集は非現実的(車両台数不足、点在する倉庫等)